

苫小牧市

子ども・子育て支援事業計画

～子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい～

(改訂版)



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!

苫小牧市

目次

はじめに 計画の見直しにあたって.....	1
1 計画見直しの背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	5
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	7
1 教育・保育提供区域について.....	9
2 児童数の推計.....	9
3 量の見込みについて.....	10
4 教育・保育施設の需要量および確保の方策.....	14
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	18
第5章 子ども・子育て支援施策の推進.....	27
施策体系.....	29
基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します.....	31
1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減.....	32
1-2 子育て相談体制の強化.....	35
1-3 親の子育て力の強化.....	36
1-4 子育て情報提供の充実.....	37
1-5 子育ての場の提供.....	37
1-6 子育て支援者への支援.....	38
1-7 子どもの健康増進.....	39
1-8 母親の健康増進.....	41
1-9 食育の推進.....	42
1-10 小児医療の充実.....	43
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します.....	44
2-1 ワークライフバランスの推進.....	45
2-2 保育サービスの充実.....	46
基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します.....	48
3-1 幼児期の保育・教育の充実.....	49
3-2 放課後の教育環境の整備.....	49
3-3 学習指導の充実.....	50
3-4 国際教育の充実.....	51
3-5 教職員の資質向上.....	52
3-6 教育施設の整備.....	53
3-7 地域に関わった学校づくり.....	53

3-8	いじめ・不登校対策の充実	54
3-9	家庭・地域の教育力の強化	55
3-10	体験活動の充実	56
3-11	スポーツ活動の推進	58
3-12	読書活動の推進	59
3-13	健全な成育環境の整備	60
3-14	子どもの活動の経済的支援	60
3-15	思春期保健対策の充実	61
基本目標4	子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくれます	63
4-1	地域における子育て相談・交流の充実	64
4-2	保護の必要な子どもの受け入れ先の確保	65
4-3	子どもの健全育成の推進	66
4-4	子どもの権利の普及・啓発	67
4-5	安全安心なまちづくりの推進	67
4-6	安心して外出できる環境の整備	69
4-7	子どもの交通安全の確保	69
4-8	青少年の非行対策	71
4-9	子どもの犯罪被害防止	72
基本目標5	一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします	73
5-1	児童虐待に対する対策	74
5-2	DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援	76
5-3	ひとり親家庭等への経済的支援	77
5-4	ひとり親家庭等の相談体制の強化	78
5-5	障がい児の発達支援	79
5-6	障がい児家庭への経済的支援	81
5-7	障がい児の保育・教育の充実	82
5-8	特別支援教育の推進	83
資料		85

はじめに 計画の見直しにあたって



1 計画見直しの背景と趣旨

子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きな差がある場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要とされております。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官 事務連絡）により、必要に応じ地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行うこととされております。

本市では、「第 4 章 子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育施設の需要量および確保の方策、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策、「第 5 章 子ども・子育て支援施策の推進」の施策の中で、当初の計画と現状値に差が生じているものについて見直しを行いました。

このため、苫小牧市子ども・子育て支援事業計画（改訂版）では見直しを行う「第 4 章 子ども・子育て支援事業計画」、「第 5 章 子ども・子育て支援施策の推進」をお示しいたします。

2 計画の位置付け

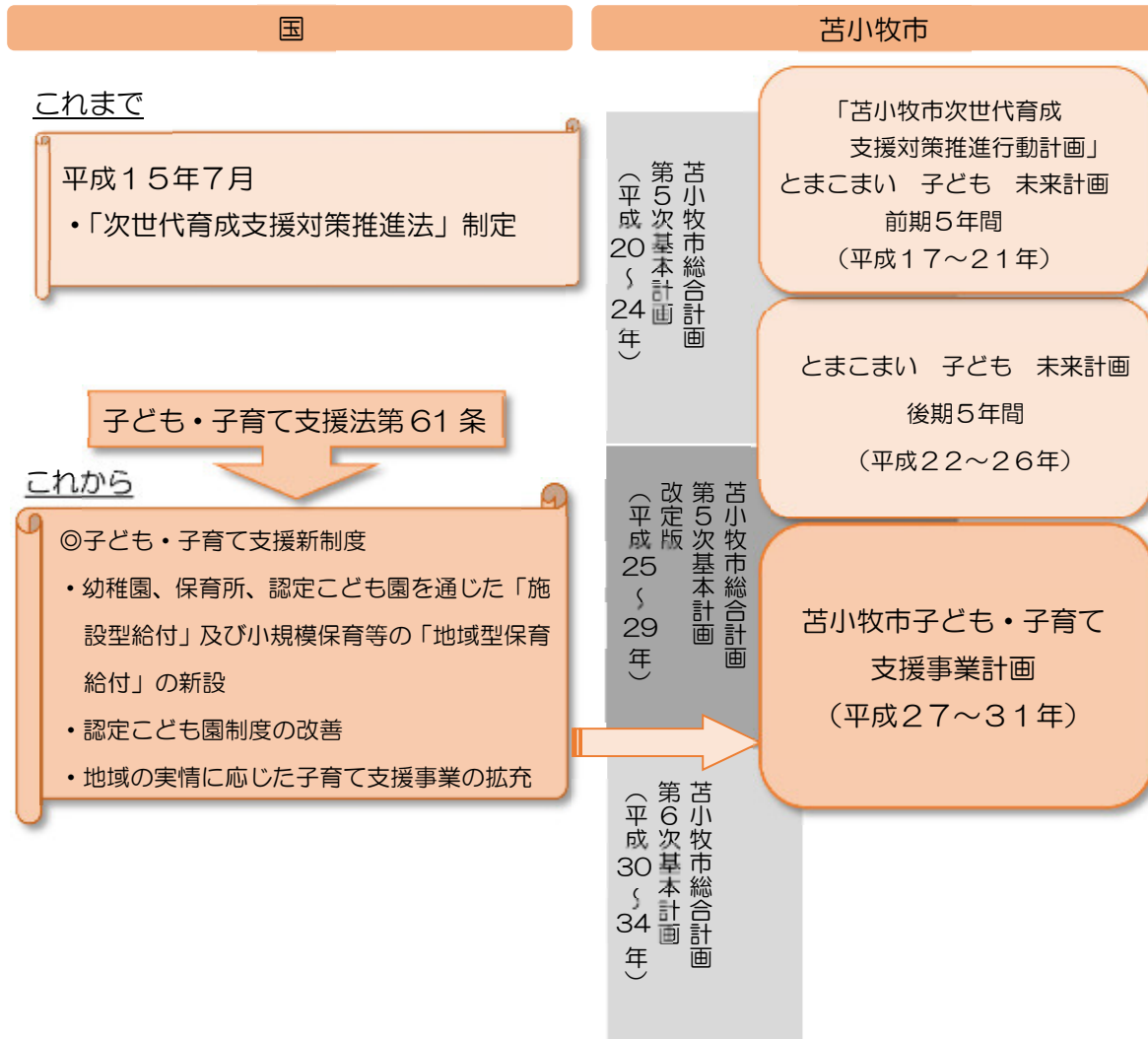
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、苫小牧市総合計画の下位計画として、苫小牧市男女平等参画基本計画、苫小牧市地域福祉計画及び苫小牧市障がい者計画との連携を図りながら、地域の子ども・子育て支援の総合計画として次世代育成支援対策推進行動計画を継承しながら進めていきます。

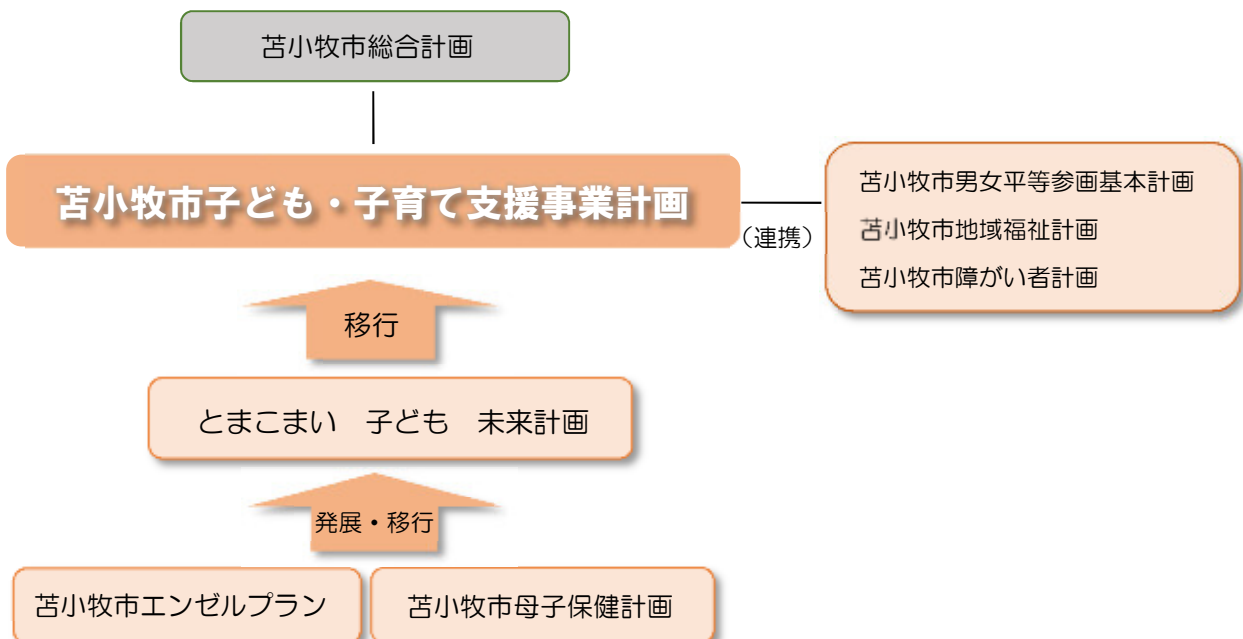
■ 子ども・子育て支援法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

■子ども・子育て支援新制度との関係



■苫小牧市の計画等との関係



3 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています。本市では、平成27年4月1日からの本格施行に合わせて、本計画の計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とし、継続的に点検・評価を実施し、平成29年度に中間見直しを行いました。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	苫小牧市次世代育成支援対策推進行動計画 「とまこまい子ども未来計画」 ⇒国・地方公共団体・企業における 少子化の取り組みを促進					見直し	苫小牧市子ども・子育て支援事業計画 （継続的に点検・評価・見直しを行う）			
								中間 見直し 実施		

第4章 子ども・子育て支援事業計画



1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

（1）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

（2）苫小牧市の区域設定の考え方

本市における教育・保育提供区域の設定にあたっては、現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、既存の地域資源を最大限活用することで、教育・保育ニーズに対応することとし、本計画においては、市全域を1つの提供区域と定めます。

2 児童数の推計

計画期間中の児童数（0～11歳）について、コーホート変化率法（※）により再推計すると、以下のとおりとなります。

	実績					推計		伸び率 (H25-H31)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	1,450	1,470	1,439	1,391	1,304	1,309	1,268	-12.6%
1-2歳	3,015	2,961	2,934	2,908	2,800	2,698	2,610	-13.4%
3-5歳	4,588	4,597	4,551	4,475	4,435	4,319	4,252	-7.3%
小計	9,053	9,028	8,924	8,774	8,539	8,326	8,130	-10.2%
6-8歳	4,622	4,562	4,574	4,576	4,550	4,512	4,436	-4.0%
9-11歳	4,816	4,771	4,621	4,639	4,536	4,570	4,541	-5.7%
合計	18,491	18,361	18,119	17,989	17,625	17,408	17,107	-7.5%

※ コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた集団（今回は1歳ごと）の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。なお、0歳人口は、女性人口（20歳から44歳）に対する出生数の割合（子ども女性比）を将来の女性人口に乗じて算出しています。

（参考：当初の児童推計）

	実績	推計						伸び率 (H25-H31)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	1,450	1,445	1,424	1,404	1,372	1,339	1,304	-10.1%
1-2歳	3,015	2,971	2,929	2,903	2,862	2,810	2,745	-9.0%
3-5歳	4,588	4,561	4,518	4,425	4,377	4,314	4,268	-7.0%
小計	9,053	8,977	8,871	8,732	8,611	8,463	8,317	-8.1%
6-8歳	4,622	4,543	4,563	4,537	4,510	4,467	4,374	-5.4%
9-11歳	4,816	4,754	4,591	4,583	4,505	4,525	4,500	-6.6%
合計	18,491	18,274	18,025	17,852	17,626	17,455	17,191	-7.0%

3 量の見込みについて

(1) 量の見込みとは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

(2) 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

ただし、ニーズ調査では意向が把握できない事業や、ニーズ調査から得た算出結果が実態とかけ離れていると思われる事業等については、独自調査の結果やこれまでの実績等も加味した上で見込み量を設定しています。具体的な算出方法は以下のとおりです。

■教育・保育事業

認定区分		算出方法	考え方
1号認定		国の手引き	保育の必要がない家庭の3歳～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出
2号認定	幼児期の学校教育の希望が強い	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3歳～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出
	その他	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3歳～5歳で、上記以外の割合を推計児童数に乗じて算出
3号認定	0歳	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の0歳で、保育所や認定こども園等の利用を希望している人の割合から育児休業の取得割合を差し引いた値に推計児童数に乗じて算出
	1・2歳	国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の1・2歳で、保育所や認定こども園等の利用を希望している人の割合に推計児童数に乗じて算出

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		算出方法	考え方
利用者支援事業		その他	居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定
延長保育事業		国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出
放課後児童健全育成事業		その他	事業の対象となる児童の保護者全員に利用希望アンケート調査を行い、その結果を基に算出した数値を量の見込みとする。
子育て短期支援事業		実績等	過去3か年の利用率（対象者数に対する利用者数の割合）の平均値を推計児童数に乗じて算出
乳児家庭全戸訪問事業		実績等	過去の実績値（訪問家庭数、実施率）及び推計児童数を参考に算出
養育支援訪問事業		実績等	過去の実績値（訪問家庭数、実施率）及び推計児童数を参考に算出
地域子育て支援拠点事業		国の手引き	教育・保育事業を利用していない0歳～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均回数を乗じて算出
一時預かり事業	幼稚園における園児の一時預かり	国の手引き	（1号認定） 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人、現在「幼稚園」を利用している人で、預かり保育や保育所の一時預かりを利用している人推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出 （2号認定） 2号認定1人当たり年間260日の利用を見込んで算出
	上記以外	国の手引き	教育・保育事業を利用していない0歳～5歳（1・2・3号認定以外の子ども）で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		国の手引き	ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、「病児・病後児保育を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出（※日常的もしくは緊急時に子どもをみてもらえる親族がいる人は算定から除く）
子育て援助活動支援事業（就学児）		実績等	過去2か年の利用率（対象者数に対する利用者数の割合）の平均値を推計児童数に乗じて算出
妊婦健康診査事業		実績等	過去の実績値（受診者数・受診件数）及び推計児童数を参考に算出

(3) 中間見直し時の量の見込みの基本的な考え方

教育・保育事業の量の見込みについては、当初計画の量の見込みと平成28年度の需要量に10%以上の差がある場合に見直すことを基本とします。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、当初計画の量の見込みと平成28年度の利用実績に明らかな差がある場合に見直すことを基本とします。

また、見直しを行った量の見込みは、国が示す手引きに従い、推計児童数と平成28年度の需要（利用）割合を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{平成28年度の需要（利用）割合}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

ただし、上記の計算式で算出した量の見込みが実態とかい離していると思われる事業等については、これまでの実績等を加味した上で見込み量を設定しています。具体的な量の見込みの考え方と算出方法は以下のとおりです。

■教育・保育事業

認定区分		算出方法	考え方
1号認定		—	平成28年度の需要量と当初計画の量の見込みに10%以上の差がないため、見直しを行わない。
2号認定	幼児期の学校教育の希望が強い		
	その他		
3号認定	0歳	国の手引き	平成28年度の需要量と当初計画の量の見込みに10%以上の差がないものの、保育需要が高まってきているため、見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の需要割合を乗じ、さらに15%の保育需要の伸びを見込んで算出。
	1・2歳	国の手引き	平成28年度の需要量と当初計画の量の見込みに10%以上の差があるため見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の需要割合を乗じ、さらに8%の保育需要の伸びを見込んで算出。

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		算出方法	考え方
利用者支援事業		その他	居住地域に関わらず、身近な場所で利用することを踏まえ設定していたが、こども育成課、子育て支援センター、出張相談等で必要とされている方への相談・支援体制が確保されているため現状を踏まえた見直しを実施。
延長保育事業		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるものの、潜在的なニーズがあると見込んで見直しを行わない。
放課後児童健全育成事業		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差がないため、見直しを行わない。
子育て短期支援事業		国の手引き	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるため、見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の利用割合を乗じ算出。
乳児家庭全戸訪問事業		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるものの、目標を高く持つため、見直しを行わない。
養育支援訪問事業		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差がないため、見直しを行わない。
地域子育て支援拠点事業		国の手引き	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるため、見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の利用割合を乗じ算出。
一時預かり事業	幼稚園における在園児の一時預かり	国の手引き	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるため、見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の利用割合を乗じ算出。
	上記以外	—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるものの、潜在的なニーズがあると見込んで見直しを行わない。
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるものの、潜在的なニーズがあると見込んで見直しを行わない。
子育て援助活動支援事業（就学児）		国の手引き	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差があるため、見直しを実施。見直し後の量の見込みは、各年度の推計児童数に平成28年度の利用割合を乗じ算出。
妊婦健康診査事業		—	平成28年度の利用実績と当初計画の量の見込みに明らかな差がないため、見直しを行わない。

4 教育・保育施設の需要量および確保の方策

見直し後の計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりです。

		平成 27 年度 (実績)		平成 28 年度 (実績)		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新設 合計	
		園数 <small>(うち新設)</small>	園児数	園数 <small>(うち新設)</small>	園児数	園数 <small>(うち新設)</small>	園児数	園数 <small>(うち新設)</small>	園児数	園数 <small>(うち新設)</small>	園児数		
量の見込み	0 歳		307		304		328		329		319		
	1, 2 歳		714		729		756		729		705		
	3~5 歳		4,238		4,207		4,123		4,063		4,020		
	計		5,259		5,240		5,207		5,121		5,044		
確保方策(人)	認定 こども園	0 歳		26		27		33		57		64	7
		1, 2 歳	4	86	5	109	6	137	9	151	9	151	
		3~5 歳	(2)	285	(1)	370	(1)	458	(3)	915	(0)	967	
		計		397		506		628		1,123		1,182	
	保育所	0 歳		146		145		146		163		180	△2
		1, 2 歳	20	539	19	529	18	485	18	498	18	498	
		3~5 歳	(0)	942	(△1)	916	(△1)	915	(0)	910	(0)	882	
		計		1,627		1,590		1,546		1,571		1,560	
	小規模 保育施設	0 歳		0		0		21		36		50	8
		1, 2 歳	0	0	0	0	4	53	6	82	8	108	
		計	(0)	0	(0)	0	(4)	74	(2)	118	(2)	158	
	事業所内 保育施設	0 歳		0		0		0		0		7	1
		1, 2 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	
		計	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	19	
	新幼稚園	3~5 歳	1 (1)	75	3 (2)	211	5 (2)	379	7 (2)	733	7 (0)	710	7
	幼稚園 (私学)	3~5 歳	17 (△2)	2,936	14 (△3)	2,710	12 (△2)	2,371	7 (△5)	1,505	7 (0)	1,461	△12
	計	0 歳		172		172		200		256		301	9
		1, 2 歳	42	625	41	638	45	675	47	731	50	769	
		3~5 歳	(1)	4,238	(△1)	4,207	(4)	4,123	(2)	4,063	(3)	4,020	
		計		5,035		5,017		4,998		5,050		5,090	
	確保方策一 量の見込み	0 歳		△135		△132		△128		△73		△18	
1, 2 歳			△89		△91		△81		2		64		
3~5 歳			△18		39		0		0		0		

(参考：当初計画)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新設 合計	
		園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数	園数	園児数		
		(うち新設)		(うち新設)		(うち新設)		(うち新設)		(うち新設)			
量の見込み	0 歳		339		334		327		319		311		
	1, 2 歳		845		838		826		811		792		
	3~5 歳		4,256		4,168		4,123		4,063		4,020		
	計		5,440		5,340		5,276		5,193		5,123		
確保方策(人)	認定 こども園	0 歳		33		42		51		60		69	6
		1, 2 歳	4	84	5	108	6	132	7	156	8	180	
		3~5 歳	(2)	358	(1)	511	(1)	664	(1)	811	(1)	958	
		計		475		661		847		1,027		1,207	
	保育所	0 歳		168		172		176		188		191	0
		1, 2 歳	20	570	20	570	20	570	20	570	20	570	
		3~5 歳	(0)	1,043	(0)	1,021	(0)	1,010	(0)	995	(0)	984	
		計		1,781		1,763		1,756		1,753		1,745	
	小規模 保育施設	0 歳		12		27		33		39		45	7
		1, 2 歳	2	24	4	46	5	58	6	70	7	82	
		計	(2)	36	(2)	73	(1)	91	(1)	109	(1)	127	
	事業所内 保育施設	0 歳		6		6		6		6		6	1
		1, 2 歳	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	
		計	(1)	18	(0)	18	(0)	18	(0)	18	(0)	18	
	新幼稚園	3~5 歳	1 (1)	72	1 (0)	71	1 (0)	70	1 (0)	69	1 (0)	68	1
	幼稚園 (私学)	3~5 歳	17 (△2)	2,783	16 (△1)	2,565	15 (△1)	2,379	14 (△1)	2,188	13 (△1)	2,010	△6
	計	0 歳		219		247		266		293		311	9
		1, 2 歳	45	690	47	736	48	772	49	808	50	844	
		3~5 歳	(4)	4,256	(2)	4,168	(1)	4,123	(1)	4,063	(1)	4,020	
		計		5,165		5,151		5,161		5,164		5,175	
	確保方策一 量の見込み	0 歳		△120		△87		△61		△26		0	
1, 2 歳			△155		△102		△54		△3		52		
3~5 歳			0		0		0		0		0		

(1) 1号認定・2号認定(3～5歳)

現状で幼稚園の定員に余裕があり、保育所においても3～5歳の待機児童は発生していないことから、新たな施設整備等は行わず、認定こども園への移行を促進します。

	H27(実績)	H28(実績)	H29	H30	H31
量の見込み(人)	4,256	4,168	4,123	4,063	4,020
1号	2,107	2,064	2,041	2,012	1,990
2号(幼稚園、認定こども園)	1,004	983	973	958	948
2号(保育所等)	1,145	1,121	1,109	1,093	1,082
確保方策(人)	4,238	4,207	4,123	4,063	4,020
認定こども園	285	370	458	915	967
新制度幼稚園	75	211	379	733	710
保育所	942	916	915	910	882
確認を受けない幼稚園	2,936	2,710	2,371	1,505	1,461
確保方策一量の見込み	△18	39	0	0	0

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人)	4,256	4,168	4,123	4,063	4,020
1号	2,107	2,064	2,041	2,012	1,990
2号(幼稚園、認定こども園)	1,004	983	973	958	948
2号(保育所等)	1,145	1,121	1,109	1,093	1,082
確保方策(人)	4,256	4,168	4,123	4,063	4,020
認定こども園	358	511	664	811	958
新制度幼稚園	72	71	70	69	68
保育所	1,043	1,021	1,010	995	984
確認を受けない幼稚園	2,783	2,565	2,379	2,188	2,010
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 3号認定(0歳)

量の見込みが現状の提供体制を上回っていることから、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27(実績)	H28(実績)	H29	H30	H31
量の見込み(人)	307	304	328	329	319
確保方策(人)	172	172	200	256	301
認定こども園	26	27	33	57	64
保育所	146	145	146	163	180
小規模保育所	0	0	21	36	50
事業所内保育所	0	0	0	0	7
確保方策一量の見込み	△135	△132	△128	△73	△18

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人)	339	334	327	319	311
確保方策(人)	219	247	266	293	311
認定こども園	33	42	51	60	69
保育所	168	172	176	188	191
小規模保育所	12	27	33	39	45
事業所内保育所	6	6	6	6	6
確保方策－量の見込み	△120	△87	△61	△26	0

(3) 3号認定(1・2歳)

量の見込みが現状の提供体制を上回っていることから、以下の計画に基づき整備を行います。また、平成31年度以降は、引き続き量の見込みが現状の提供体制を上回る3号認定(0歳)の整備に合わせて、整備を行います。

	H27(実績)	H28(実績)	H29	H30	H31
量の見込み(人)	714	729	756	729	705
確保方策(人)	625	638	675	731	769
認定こども園	86	109	137	151	151
保育所	539	529	485	498	498
小規模保育所	0	0	53	82	108
事業所内保育所	0	0	0	0	12
確保方策－量の見込み	△89	△91	△81	2	64

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(人)	845	838	826	811	792
確保方策(人)	690	736	772	808	844
認定こども園	84	108	132	156	180
保育所	570	570	570	570	570
小規模保育所	24	46	58	70	82
事業所内保育所	12	12	12	12	12
確保方策－量の見込み	△155	△102	△54	△3	52

5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

見直し後の計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

		平成 27 年度 (実績)		平成 28 年度 (実績)		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新規 合計
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	
延長保育事業	量の見込み		336		331		326		320		315	4
	確保方策(人)	8	165	8	184	8	190	10	237	12	284	
	確保方策-量の見込み	(0)	△171	(0)	△147	(0)	△136	(2)	△83	(2)	△31	
放課後児童健全育成事業	量の見込み		1,339		1,338		1,321		1,309		1,289	9
	確保方策(人)	36	1,270	36	1,224	37	1,321	39	1,309	39	1,289	
	確保方策-量の見込み	(6)	△69	(0)	△114	(1)	0	(2)	0	(0)	0	
子育て短期支援事業	量の見込み		70		69		94		93		92	/
	確保方策(人日)		78		95		94		93		92	
	確保方策-量の見込み		8		26		0		0		0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		10,406		10,296		11,266		10,985		10,726	△1
	確保方策(人日)	5	10,997	5	11,576	4	11,266	4	10,985	4	10,726	
	確保方策-量の見込み	(0)	591	(0)	1,280	(△1)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み		142,680		142,409		111,989		109,060		107,368	1
	確保方策(人日)	22	114,553	22	112,999	23	111,989	23	109,060	23	107,368	
	確保方策-量の見込み	(0)	△28,127	(0)	△29,410	(1)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業(保育所等)	量の見込み		13,253		13,080		12,876		12,634		12,369	2
	確保方策(人日)	5	5,422	5	5,786	5	6,130	6	7,113	7	8,100	
	確保方策-量の見込み	(0)	△7,831	(0)	△7,294	(0)	△6,746	(1)	△5,521	(1)	△4,269	
病児保育等	量の見込み		442		435		429		421		414	2
	確保方策(人日)	2	194	2	138	2	134	4	131	4	128	
	確保方策-量の見込み	(0)	△248	(0)	△297	(0)	△295	(2)	△290	(0)	△286	
子育て援助活動支援事業(就学児)	量の見込み		490		487		1,288		1,287		1,272	/
	確保方策(人日)		415		1,306		1,288		1,287		1,272	
	確保方策-量の見込み		△75		819		0		0		0	
利用者支援事業	量の見込み		4		4		2		2		2	2
	確保方策(か所)	4		4		2		2		2		
	確保方策-量の見込み	2		2		0		0		0		
妊婦健康診査事業	量の見込み		18,500		18,000		17,500		17,500		17,000	/
	確保方策(回)		19,544		18,158		17,500		17,500		17,000	
	確保方策-量の見込み		1,044		158		0		0		0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み		1,550		1,500		1,450		1,450		1,400	/
	確保方策(人)		1,414		1,345		1,450		1,450		1,400	
	確保方策-量の見込み		△136		△155		0		0		0	
養育支援訪問事業	量の見込み		250		240		230		230		220	/
	確保方策(人)		198		221		230		230		220	
	確保方策-量の見込み		△52		△19		0		0		0	

(参考：当初計画)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		新規 合計
		か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	か所数 (うち新規)	利用者数	
延長保育事業	量の見込み		336		331		326		320		315	4
	確保方策(人)	8	100	10	125	12	150	12	180	12	210	
	確保方策-量の見込み	(0)	△236	(2)	△206	(2)	△176	(0)	△140	(0)	△105	
放課後児童健全育成事業	量の見込み		1,339		1,338		1,321		1,309		1,289	12
	確保方策(人)	37	1,267	38	1,278	42	1,321	42	1,309	42	1,289	
	確保方策-量の見込み	(7)	△72	(1)	△60	(4)	0	(0)	0	(0)	0	
子育て短期支援事業	量の見込み		70		69		68		68		67	
	確保方策(人日)		70		69		68		68		67	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		10,406		10,296		10,121		9,918		9,679	0
	確保方策(人日)	5	10,406	5	10,296	5	10,121	5	9,918	5	9,679	
	確保方策-量の見込み	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み		142,680		142,409		142,269		142,086		141,952	0
	確保方策(人日)	22	142,680	22	142,409	22	142,269	22	142,086	22	141,952	
	確保方策-量の見込み	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	
一時預かり事業(保育所等)	量の見込み		13,253		13,080		12,876		12,634		12,369	2
	確保方策(人日)	5	4,600	6	6,650	7	7,700	7	8,750	7	9,800	
	確保方策-量の見込み	(0)	△8,653	(1)	△6,430	(1)	△5,176	(0)	△3,884	(0)	△2,569	
病児保育等	量の見込み		442		435		429		421		414	2
	確保方策(人日)	2	127	2	125	2	123	3	271	4	414	
	確保方策-量の見込み	(0)	△315	(0)	△310	(0)	△306	(1)	△150	(1)	0	
子育て援助活動支援事業(就学児)	量の見込み		490		487		483		480		472	
	確保方策(人日)		490		487		483		480		472	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
利用者支援事業	量の見込み		4		4		4		4		4	4
	確保方策(か所)	4		4		4		4		4		
	確保方策-量の見込み	2		2		4		4		4		
妊婦健康診査事業	量の見込み		18,500		18,000		17,500		17,500		17,000	
	確保方策(回)		18,500		18,000		17,500		17,500		17,000	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み		1,550		1,500		1,450		1,450		1,400	
	確保方策(人)		1,550		1,500		1,450		1,450		1,400	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	
養育支援訪問事業	量の見込み		250		240		230		230		220	
	確保方策(人)		250		240		230		230		220	
	確保方策-量の見込み		0		0		0		0		0	

(1) 延長保育事業

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29	H30	H31
量の見込み (人)	336	331	326	320	315
確保方策 (人)	165	184	190	237	284
確保方策－量の見込み	△171	△147	△136	△83	△31

※平成31年においても不足がありますが、次期計画策定時にニーズの再調査を行い、不足分の計算を行った上で、平成32年度以降に確保することを目標としていきます。

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (人)	336	331	326	320	315
確保方策 (人)	100	125	150	180	210
確保方策－量の見込み	△236	△206	△176	△140	△105

※平成31年においても不足がありますが、計画の中間見直しの際に、利用実績も踏まえて再検討することとします。

(2) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

量の見込みが現在の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29	H30	H31
量の見込み (人)	1,339	1,338	1,321	1,309	1,289
確保方策 (人)	1,270	1,224	1,321	1,309	1,289
確保方策－量の見込み	△69	△114	0	0	0

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (人)	1,339	1,338	1,321	1,309	1,289
確保方策 (人)	1,267	1,278	1,321	1,309	1,289
確保方策－量の見込み	△72	△60	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	70	69	94	93	92
確保方策（人日）	78	95	94	93	92
確保方策－量の見込み	8	26	0	0	0

（参考：当初計画）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	70	69	68	68	67
確保方策（人日）	70	69	68	68	67
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	10,406	10,296	11,266	10,985	10,726
確保方策（人日）	10,997	11,576	11,266	10,985	10,726
確保方策－量の見込み	591	1,280	0	0	0

（参考：当初計画）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	10,406	10,296	10,212	9,918	9,679
確保方策（人日）	10,406	10,296	10,212	9,918	9,679
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園型（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	142,680	142,409	111,989	109,060	107,368
確保方策（人日）	114,553	112,999	111,989	109,060	107,368
私学助成	107,378	105,851	104,905	102,161	100,576
地域子育て支援事業	7,175	7,148	7,084	6,899	6,792
確保方策－量の見込み	△28,127	△29,410	0	0	0

（参考：当初計画）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	142,680	142,409	142,269	142,086	141,952
確保方策（人日）	142,680	142,409	142,269	142,086	141,952
私学助成	128,006	120,248	112,621	104,978	97,388
地域子育て支援事業	14,674	22,161	29,648	37,108	44,564
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

②保育所等（①以外による一時預かり）

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	13,253	13,080	12,876	12,634	12,369
確保方策（人日）	5,422	5,786	6,130	7,113	8,100
一時預かり（一般型）	3,593	4,070	4,460	5,485	6,510
ファミリー・サポート・センター	1,829	1,716	1,670	1,628	1,590
確保方策－量の見込み	△7,831	△7,294	△6,746	△5,521	△4,269

※平成31年においても不足がありますが、次期計画策定時にニーズの再調査を行い、不足分の計算を行った上で、平成32年度以降に確保することを目標としていきます。

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	13,253	13,080	12,876	12,634	12,369
確保方策（人日）	4,600	6,650	7,700	8,750	9,800
一時預かり（一般型）	4,000	6,000	7,000	8,000	9,000
ファミリー・サポート・センター	600	650	700	750	800
確保方策一量の見込み	△8,653	△6,430	△5,176	△3,884	△2,569

※平成31年においても不足がありますが、計画の中間見直しの際に、利用実績も踏まえて再検討することとします。

（6）病児保育事業・子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

量の見込みが現状の提供体制を上回っているため、以下の計画に基づき整備を行います。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	442	435	429	421	414
確保方策（人日）	194	138	134	131	128
病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	194	138	134	131	128
確保方策一量の見込み	△248	△297	△295	△290	△286

※平成31年においても不足がありますが、次期計画策定時にニーズの再調査を行い、不足分の計算を行った上で、平成32年度以降に確保することを目標としていきます。

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	442	435	429	421	414
確保方策（人日）	127	125	123	271	414
病児・病後児対応型	0	0	0	150	295
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	127	125	123	121	119
確保方策一量の見込み	△315	△310	△306	△150	0

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	490	487	1,288	1,287	1,272
確保方策（人日）	415	1,306	1,288	1,287	1,272
確保方策－量の見込み	△75	819	0	0	0

（参考：当初計画）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日）	490	487	483	480	472
確保方策（人日）	490	487	483	480	472
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

平成27年度から新規で開始する事業であり、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する方が、最も適したサービスを選択できるよう、相談・支援を行う事業です。相談・支援体制が確保できているため、平成29年度以降も現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27（実績）	H28（実績）	H29	H30	H31
量の見込み（か所）	4	4	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
確保方策－量の見込み	△2	△2	0	0	0

（参考：当初計画）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
確保方策（か所）	2	2	4	4	4
確保方策－量の見込み	△2	△2	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29	H30	H31
量の見込み (回)	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
確保方策 (回)	19,544	18,158	17,500	17,500	17,000
確保方策－量の見込み	1,044	158	0	0	0

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (回)	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
確保方策 (回)	18,500	18,000	17,500	17,500	17,000
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29	H30	H31
量の見込み (人)	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
確保方策 (人)	1,414	1,345	1,450	1,450	1,400
確保方策－量の見込み	△136	△155	0	0	0

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (人)	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
確保方策 (人)	1,550	1,500	1,450	1,450	1,400
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

提供体制が量の見込みを上回っているため、新たな整備等を行わず、現行の提供体制によりニーズに対応します。

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29	H30	H31
量の見込み (人)	250	240	230	230	220
確保方策 (人)	198	221	230	230	220
確保方策－量の見込み	△52	△19	0	0	0

(参考：当初計画)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み (人)	250	240	230	230	220
確保方策 (人)	250	240	230	230	220
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援施策の推進



施策体系**基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します**

- 1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 1-2 子育て相談体制の強化
- 1-3 親の子育て力の強化
- 1-4 子育て情報提供の充実
- 1-5 子育ての場の提供
- 1-6 子育て支援者への支援
- 1-7 子どもの健康増進
- 1-8 母親の健康増進
- 1-9 食育の推進
- 1-10 小児医療の充実

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

- 2-1 ワークライフバランスの推進
- 2-2 保育サービスの充実

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

- 3-1 幼児期の保育・教育の充実
- 3-2 放課後の教育環境の整備
- 3-3 学習指導の充実
- 3-4 国際教育の充実
- 3-5 教職員の資質向上
- 3-6 教育施設の整備
- 3-7 地域に開かれた学校づくり
- 3-8 いじめ・不登校対策の充実
- 3-9 家庭・地域の教育力の強化
- 3-10 体験活動の充実
- 3-11 スポーツ活動の推進
- 3-12 読書活動の推進
- 3-13 健全な成育環境の整備
- 3-14 子どもの活動の経済的支援
- 3-15 思春期保健対策の充実

基本目標 4

子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくれます

- 4-1 地域における子育て相談・交流の充実
- 4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保
- 4-3 子どもの健全育成の推進
- 4-4 子どもの権利の普及・啓発
- 4-5 安全安心なまちづくりの推進
- 4-6 安心して外出できる環境の整備
- 4-7 子どもの交通安全の確保
- 4-8 青少年の非行対策
- 4-9 子どもの犯罪被害防止

基本目標 5

一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

- 5-1 児童虐待に対する対策
- 5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援
- 5-3 ひとり親家庭等への経済的支援
- 5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化
- 5-5 障がい児の発達支援
- 5-6 障がい児家庭への経済的支援
- 5-7 障がい児の保育・教育の充実
- 5-8 特別支援教育の推進

基本目標 1 子どもと子育て家庭を支援します

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。また、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

施策推進の背景

子どもが健やかに生まれ育つ出発点は家庭であり、保護者が子育ての第一義的責任を持つことが基本ですが、核家族化が進み、自分の親などからの助言や支援が受けにくい状況もあり、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが求められています。さまざまな機会や場を通じて、親としての成長を支援しつつ、子育てにかかる悩みや不安、負担感の軽減を図っていく必要があります。

また、妊娠・出産・育児期間は精神的にも不安定になることが多くなっており、妊娠期からの継続した相談支援の充実が求められています。近年では、女性の第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、高齢出産、子育てにおけるストレスの増大など、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れており、母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていくことが必要です。

施策体系

基本目標 1 子どもと子育て家庭を支援します

1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

1-2 子育て相談体制の強化

1-3 親の子育て力の強化

1-4 子育て情報提供の充実

1-5 子育ての場の提供

1-6 子育て支援者への支援

1-7 子どもの健康増進

1-8 母親の健康増進

1-9 食育の推進

1-10 小児医療の充実

1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策の方向

- 幼児期の教育・保育や就学にかかる費用負担をはじめ、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 経済的理由で教育・保育や就学、必要な医療を受けることができないことのないよう、費用負担の軽減を図ります。

主な施策

1 保育所等保育料の軽減【こども育成課】

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育所等保育料を国の水準より低額に設定します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
負担額	0円～75,600円の範囲内 (17階層)	保育料の実質負担金額について、現行の水準を維持します。

2 私立幼稚園入園料補助【こども育成課】

私立幼稚園入園児保護者の負担軽減を図るため、入園料の一部を引き続き補助します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
負担額の軽減	対象者：1,255人	対象者への入園料補助を引き続き実施します。

3 私立幼稚園就園奨励費補助【こども育成課】

私立幼稚園在園児保護者の負担軽減を図るため、所得に応じ保育料の一部を補助します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
負担額の軽減	対象者：2,661人	対象者への保育料の補助を引き続き実施します。

4 児童手当【こども支援課】

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、15歳到達後の最初の年度末までの子ども（中学校修了前までの子ども）を監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父また母等に手当を支給します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	受給者数：13,772人 支給総額：2,946,165,000円	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。

5 助産施設利用事業【こども支援課】

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
病床数	3 施設 10 病床 (利用件数：26 件)	病床数を維持し、対象者に対し、引き続き提供します。

6 乳幼児医療費助成【こども支援課】

乳幼児の健康が守られるよう就学前まで医療費の助成を行い、早期治療並びに福祉の向上を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	受給対象者：9,691 人 (※市助成対象者 3~6 歳児：4,581 人)	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。

7 特定不妊治療費助成事業【健康支援課】

不妊治療のうち体外受精・顕微授精（特定不妊治療）、男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	新規事業 (H28 実績) 男性不妊治療：1 件	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。

(参考：当初計画)

7 特定不妊治療費助成事業【健康支援課】

不妊治療のうち体外受精・顕微鏡受精（特定不妊治療）を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	新規事業	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。

8 遠距離通学費補助【教）学校教育課】

遠距離通学（小学生 4 km 以上、中学生 6 km 以上）に要する交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象者 4 km 以上の小学生：0 人 6 km 以上の中学生：8 人	対象者への交通費の助成を引き続き実施します。

9 特定地域バス通学児童交通費補助【教】学校教育課】

3 km以上 4 km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費(バス定期代)の2分の1を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象者 3 km以上 4 km未満の小学生：6 人	対象者への交通費の助成を引き続き実施します。

10 就学援助【教】学校教育課】

経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象者 小学生：延べ 1,522 人 中学生：延べ 915 人	対象者への就学援助を引き続き実施します。

11 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業【教】総務企画課】

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
新規貸与・受給者数	20 人	15 人

(参考：当初計画)

11 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業【教】総務企画課】

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
新規貸与・受給者数	20 人	25 人

12 家庭ごみ処理手数料の負担軽減【清掃事業課】

2 歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に 20L の有料指定ごみ袋を交付し、家庭ごみ処理手数料の負担を軽減します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
負担の軽減	4,033 人 (645,760 枚)	家庭ごみ処理手数料の負担軽減を引き続き実施します。

1-2 子育て相談体制の強化

施策の方向

- 子育て家庭が抱える不安・悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる体制の強化を図ります。

主な施策

1.3 子どもの育児発達相談【健康支援課】

子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。平成28年度より5歳児発達相談事業を開始しました。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・メール・来所相談：随時実施 ・1歳6か月児健診・3歳児健診等における発達相談：各健診年36回 (H28年度から) ・5歳児発達相談事業：年12回 	保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。

(参考：当初計画)

1.3 子どもの育児発達相談【健康支援課】

子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・メール・来所相談：随時実施 ・1歳6か月児健診・3歳児健診等における発達相談：各健診年36回 	保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。

1.4 保育所での育児相談事業【こども育成課】

地域における身近な育児相談の場として、保育所等において電話などによる育児相談を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	19園 (H25年度実績については保育所のみ)	28園

1-3 親の子育て力の強化

施策の方向

- 子育てに関する知識の普及と意識啓発に向けた学習機会の充実を図ります。

主な施策

15 赤ちゃん教室【健康支援課】

2 か月、7 か月、12 か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	延べ 1,066 組	延べ 1,100 組

16 パパママ教室【健康支援課】

初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加動機付けの機会として、また、ともに協力して子育てを学ぶ機会として「パパママ教室」を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	169 組	216 組

17 子育て支援講座の開催【こども育成課】

子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消または軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	552 人	600 人

18 「親子で楽しく遊ぼう」事業【こども育成課】

広報で募集した子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	879 人	950 人

1-4 子育て情報提供の充実

施策の方向

- 子育てに関する情報や支援する各種事業等について、さまざまな媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

主な施策

19 子育て情報誌の発行【こども育成課】

保育士と子育て中のお母さんとの協同による、子育てに関する定期情報誌「のんき こんき げんき」を発行します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
設置箇所数	79 箇所	100 箇所

20 保育所・幼稚園等の情報提供【こども育成課】

市のホームページや「幼稚園ガイド」で、市内の保育所や幼稚園等の各種情報を積極的に提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
「幼稚園ガイド」の設置箇所数	3 箇所	45 箇所
内容の充実	ホームページでの保育所等の情報提供	内容の充実

1-5 子育ての場の提供

施策の方向

- 子育て家庭同士の交流の場づくりに向けた活動を支援し、活性化を図ります。

主な施策

21 子育てサークル等の活動の支援事業【こども育成課】

子育て中のお母さんたちのサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル等の活動の促進を積極的に図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実利用団体数	23 団体	30 団体

1-6 子育て支援者への支援

施策の方向

- 子育てを支援する地域活動に対し支援し、活性化を図ります。

主な施策

2.2 子育て支援グループへの支援【男女平等参画課】

地域の子育て団体等の学習活動を支援します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援団体数	3 団体 (総額 45,000 円)	6 団体

2.3 子育てサークル活動助成事業【こども支援課】

子育てをしている方の、子育て不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
助成額	15,000 円 (補助団体数 17 団体 補助総額 2,555,000 円)	子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。

2.4 育児サークルへの出前講座【こども育成課】

育児サークルを育成・支援するため、乳幼児の発育・発達、育児方法についての出前講座を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
開催数	2 回	6 回

1-7 子どもの健康増進

施策の方向

- 乳幼児健診等を通じて、疾病、障がいの早期発見や養育支援が必要な家庭等の把握に努め、必要な支援につなげます。
- 子どもの発達や子育てに関する情報提供や相談指導を行い、子どもの健康の増進と子育てに対する不安・悩みの解消を図ります。

主な施策

2.5 乳幼児健康診査の充実【健康支援課】

・ 4か月児健診

4か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

・ 10か月児健診

10か月児に対して、市内医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。

・ 1歳6か月児健診

1歳6か月児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

・ 3歳児健診

3歳児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
受診率	4か月児健診：97.0% 10か月児健診：93.6% 1歳6か月児健診：96.6% 3歳児健診：95.6%	全健診：100%

2.6 乳幼児健診事後教室の実施【健康支援課】

1歳6か月児健診・3歳児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、相談を通じてサポートしていきます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
教室実施体制	1歳6か月児健診事後教室参加人数： 延べ658人 3歳児健診事後教室参加人数： 延べ172人	乳幼児健診事後教室を引き続き実施します。

2.7 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）【健康支援課】

生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
訪問実施率	98.6%	100%

2.8 訪問指導・育児などの個別支援【健康支援課】

妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
支援体制	訪問件数：1,669件	保健師による家庭訪問、電話相談等で支援できる体制を維持します。

2.9 予防接種の推進【健康支援課】

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹、結核、水痘等の発生及びまん延を予防するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施します。また、予防接種の説明、予診票付きのしおりを個別に配布するなど、予防接種の周知と勧奨を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
Hibワクチン1回目の接種率の向上	86.4%	90%

3.0 親子デンタル教室【健康支援課】

1歳から1歳6か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
参加人数	45人 （年3回実施）	90人

3.1 保健・医療連携システム事業での支援活動の推進【健康支援課】

周産期養育支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
支援実施率	100% （訪問件数：223件）	100%

1-8 母親の健康増進

施策の方向

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・意識啓発を図ります。
- 各種検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげます。

主な施策

3.2 乳がん・子宮頸がん検診【健康支援課】

乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40歳以上、20歳以上の女性を対象に、乳がん、子宮頸がん検診を実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
がん検診受診率向上	受診者数 胃がん検診：2,214人(4.9%) 肺がん検診：8,306人(18.4%) 大腸がん検診：6,129人(13.6%) 子宮頸がん検診：4,429人(18.4%) 乳がん検診：2,744人(19.3%)	胃・肺・大腸がん：40% 子宮頸・乳がん：50% (国の指針と同率としている)

3.3 母親教室【健康支援課】

妊婦を対象に妊娠・出産・育児に関する知識の普及と親としての意識の向上を図るため母親教室を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	延べ317人	延べ350人

3.4 母子健康手帳の交付【健康支援課】

母子手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげていきます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
妊娠届出が妊娠20週未満の割合	妊娠11週以内の割合：88.2% 妊娠12~19週の割合：9.6%	100%

3.5 妊婦健康診査事業【健康支援課】

妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
健診回数の維持	妊婦一般健康診査の助成：14回 超音波検査の助成：4回	現行の助成健診回数を維持します。 (※P.25 確保方策のとおり)

3.6 若年妊婦訪問事業【健康支援課】

妊娠届時に18歳以下(高校3年生相当年齢以下)の初産の妊婦を対象に、妊娠期に全数訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
訪問実施率	新規事業	100%

☆新規 子育て世代包括支援センター【健康支援課】

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行います。また、産前産後サポート事業、産後ケア事業、子育て応援メール等を実施し、切れ目ない支援体制の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制 参加人数	新規事業 (H28年度から) 電話・来所相談：随時実施 ケアプラン作成数 144件 プレママくらす延べ 66人 ママくらす延べ 147人 産後ケア事業実人数 94人 子育て応援メール配信者延べ 376人	ケアプラン作成数 280件 プレママくらす延べ 96人 ママくらす延べ 192人 産後ケア事業実人数 130人 子育て応援メール配信者延べ 560人

1-9 食育の推進

施策の方向

- さまざまな機会を通じて食育の重要性の啓発と知識の普及、実践支援を図ります。

主な施策

3.7 離乳食・食事指導【健康支援課】

乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
栄養指導体制	栄養士による指導数：延べ840人	栄養士による栄養指導を引き続き実施します。

3.8 離乳食講習会の開催【こども育成課】

子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	273人	300人

3.9 保育所等での「食への関心の育成」事業【こども育成課】

楽しく食べることで食への関心を持たせ、園内での野菜づくりやクッキング保育等で食の大切さを体験させます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所等が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	19 園 (H25 年度実績については保育所のみ)	保育所・幼稚園・認定こども園全園

4.0 小・中学生への食に関する指導【教）指導室】

小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養士が食に関する指導を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施校数	小学校：22 校 中学校：12 校	全小・中学校

1-10 小児医療の充実

施策の方向

- いつでも安心して受診できる医療体制の確保に努めます。

主な施策

4.1 夜間・休日急病センター(初期救急)【健康支援課】

夜間・休日急病センターにおける夜間休日の診療、休日当番病院における休日祝祭日の診療を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
診療体制	利用者数：20,574 人	診療体制を維持します。

4.2 二次救急医療機関運営事業【健康支援課】

平成 17 年 4 月に苫小牧市立病院が小児科救急医療拠点病院の指定を受けており、小児救急医療の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
診療体制	利用者数：1,230 人	診療体制を維持します。

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

子育て中の就労者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、働き方の見直しへの意識啓発を図りつつ、職場における子育て家庭への理解促進や仕事と子育ての両立を支援するための就労環境の整備を促進するとともに、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスの充実を図ります。

施策推進の背景

共働き家庭が増加し続けているなか、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることにより、出産を機に退職する女性も少なくありません。

また、「イクメン」という言葉が生まれるなど、父親の子育て参画に対する意識・志向の高まりが見られる一方で、育児休業の取得率は依然として低い状況となっており、現実として仕事を優先せざるをえない状況もうかがえます。

子育て家庭における働き方の見直しや希望する働き方が実現できる就労環境づくりを進めるとともに、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

施策体系

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

2-1 ワークライフバランスの推進

2-2 保育サービスの充実

2-1 ワークライフバランスの推進

施策の方向

- 子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知および法令遵守を図り、子育て家庭が働きやすい就労環境の整備を促進します。
- 各種講座等を通して、男女が共に子育てに参画するための意識の醸成を図ります。

主な施策

4.3 子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知【男女平等参画課・工業労政課】

育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
周知体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センターにおいて関連図書の貸出、閲覧 ・広報とまこまいやホームページでの制度の周知 	周知体制を維持するとともに、フェイスブックの活用で内容充実を図ります。

4.4 就労場における母性保護などの制度の周知【男女平等参画課・工業労政課】

働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
周知体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センターにおいて関連図書の貸出、閲覧 ・広報とまこまいやホームページでの制度の周知 	周知体制を維持するとともに、フェイスブックの活用で内容充実を図ります。

4.5 仕事と家庭の両立を促進するための啓発【男女平等参画課】

男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。(男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
各種広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ふりーむ年2回 4,000部発行及びホームページ掲載 ・女性のエンパワーメント講座：延べ83人 ・男のキッチン：延べ140人 ・女性の人権講演会：102人 ・マザーズハローワークと共催 子育て中の母親の就職支援講座： 延べ200人 ・男女平等参画宣言都市記念式典の開催： 1,000人 	各種広報・啓発活動を引き続き実施します。

☆新規 子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援【工業労政課】

結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援対象者	新規事業 (H28 年度から) H28 年度支援対象者: 20 人	支援対象者: 25 人

☆新規 父子健康手帳・パパカフェ【健康支援課】

父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
交付数 参加人数	新規事業 (H28 年度から) 父子健康手帳 1,284 件 パパカフェ 27 組	父子健康手帳の交付数: 母子健康手帳の交付数と同等数 パパカフェ 60 組

2-2 保育サービスの充実

施策の方向

- 多様な保育ニーズに対応したサービス提供体制の充実を図ります。

主な施策

4.6 延長保育事業【こども育成課】

保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）を前後 30 分または後ろ 30 分延長して開所する延長保育を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	5 園	12 園 ※P.18 確保方策のとおり

4.7 休日保育事業【こども育成課】

保護者の休日就労等に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	2 園	4 園

48 一時預かり事業【こども育成課】

保護者の就労形態の多様化や疾病などやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	4 園	7 園 ※P.18 確保方策のとおり

49 乳児保育事業【こども育成課】

女性の就労増加や就労形態の変化により、1歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	17 園	34 園

50 広域保育事業【こども育成課】

保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所に相互入所させる広域入所を実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	管外入所児童数：18 人 管外受入児童数：1 人	広域保育を引き続き実施します。

51 病児・病後児保育事業【こども育成課】

病中又は病後回復期にあって、集団での保育が困難な保育園児等を預かる病児・病後児保育事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施箇所数	1 か所	4 か所 ※P.18 確保方策のとおり

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

ニーズに対応した質の高い教育・保育の提供体制を確保し、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて一人ひとりの発達や個性に応じた子どもの健やかな成長を支えます。また、家庭、地域が連携しつつ、特色ある教育や様々な体験や学習機会の充実を図り、それらを通じて子どもの「生きる力」を育みます。

施策推進の背景

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。特に、3歳未満児の教育・保育を担う施設の確保及び質の向上を図りつつ、子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが課題となっています。

また、子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きくなってきており、基礎学力の向上はもとより、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが期待されています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担い、連携・協力し、地域全体で子どもの「生きる力」を育てていく必要があります。

施策体系

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

3-1 幼児期の保育・教育の充実

3-2 放課後の教育環境の整備

3-3 学習指導の充実

3-4 国際教育の充実

3-5 教職員の資質向上

3-6 教育施設の整備

3-7 地域に開かれた学校づくり

3-8 いじめ・不登校対策の充実

3-9 家庭・地域の教育力の強化

3-10 体験活動の充実

3-11 スポーツ活動の推進

3-12 読書活動の推進

3-13 健全な成育環境の整備

3-14 子どもの活動の経済的支援

3-15 思春期保健対策の充実

3-1 幼児期の保育・教育の充実

施策の方向

- 教育・保育ニーズの増大に対応した教育・保育事業の提供体制の確保に努めます。

主な施策

5.2 保育所、幼稚園、認定こども園の整備【こども育成課】

保育所、幼稚園、認定こども園を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
認定こども園への移行園数	1 園	8 園 ※P.14 確保方策のとおり

3-2 放課後の教育環境の整備

施策の方向

- 小学生が放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

主な施策

5.3 放課後児童クラブの充実【青少年課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を推進します。また、保育所等の利用者が、就学後も引き続き円滑に利用できるよう、開室時間の延長や年齢拡大に伴う施設整備を進めてまいります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
開室数	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：17 か所 (22 クラブ) ・児童センター・館：7 か所 (7 クラブ) ・民間：2 か所 (2 クラブ) 計 26 か所 (31 クラブ) 登録児童数：991 人	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：19 か所 (31 クラブ) ・児童センター：5 か所 (5 クラブ) ・民間：3 か所 (3 クラブ) 計 27 か所 (39 クラブ) 登録児童数：1,289 人 ※P.18 確保方策のとおり

(参考：当初計画)

5.3 放課後児童クラブの充実【青少年課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を推進します。また、保育所等の利用者が、就学後も引き続き円滑に利用できるよう、開室時間の延長や年齢拡大に伴う施設整備を進めてまいります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
開室数	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：17 か所 (22 クラブ) ・児童センター・館：7 か所 (7 クラブ) ・民間：2 か所 (2 クラブ) 計 26 か所 (31 クラブ) 登録児童数：991 人	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：22 か所 (40 クラブ) ・民間：2 か所 (2 クラブ) 計 24 か所 (42 クラブ) 登録児童数：1,502 人 ※P.18 確保方策のとおり

3-3 学習指導の充実

施策の方向

- 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。

主な施策

5.4 少人数指導や習熟度別学習の推進【学校教育課】

各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、TT指導、少人数指導、習熟度別学習を計画・実施します。(文部科学省の「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づき実施します。)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
指導体制	道事業を活用するなどして、全小中学校で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・少人数実践研究事業 小学校：6 校、中学校：5 校 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法工夫改善加配 小学校：20 校、中学校：17 校 <ul style="list-style-type: none"> ・退職人材活用事業 小学校：9 校、中学校：2 校	指導体制を維持します。

3-4 国際教育の充実

施策の方向

- 国際化時代に対応した人材を育成するための教育の充実を図ります。

主な施策

5.5 国際理解教育の推進【教）学校教育課・教）指導室】

中学校における生徒のコミュニケーション能力の育成及び外国語教育の充実並びに小学校における外国語活動、国際理解教育の推進を図るため、外国青年招致事業による外国語指導助手を学校に派遣します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
指導体制	実施箇所 小学校：16校 中学校：15校	外国語指導助手の派遣及び外部人材（外国語活動の支援者）の活用を引き続き実施します。

5.6 こども国際交流事業【市民自治推進課】

子どもたちを海外に派遣し、学校訪問交流やホームステイ体験等を通し、諸外国の生活文化に直接触れてもらうことで、国際的視野を広め国際性豊かな人材を育成します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
派遣実施体制	中学生10人をフィリピン・マニラに4泊5日で派遣。（8回の事前研修、現地での学校訪問・交流、市内見学等） 帰国後、報告会、ホームページ、学校、ショッピングモールでの報告書の公開を実施。	派遣先の見直し等を行いながら、引き続き派遣を実施します。

3-5 教職員の資質向上

施策の方向

- 教職員の資質向上のための研究・研修機会の充実を図ります。

主な施策

5.7 研究委嘱校による研究の推進【教）教育研究所】

学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
内容の充実	研究委嘱校による実践発表の研修講座の実施	公開研究会の内容の充実を図ります。

5.8 私立幼稚園教育研究補助【こども育成課】

幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究（私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用）に要する経費の一部を補助します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	対象者：203人	対象者への研究経費補助を引き続き実施します。

5.9 教職員研修会、生徒指導講習会の開催【教）指導室】

教職員を対象に、いじめ・不登校などの問題や児童生徒の安全確保の問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
参加人数	1,238人（35回開催）	1,400人（35回開催）

3-6 教育施設の整備

施策の方向

- 児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる教育施設の整備を計画的に推進します。

主な施策

60 教育施設整備【教）総務企画課】

老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築、補強及び大規模改造事業を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
未耐震化施設数の減少	22 施設	2 施設

3-7 地域に開かれた学校づくり

施策の方向

- 地域と連携した信頼される学校運営を図るため、地域に開かれた学校づくりを推進します。

主な施策

61 学校評議員制度の充実【教）学校教育課】

全小・中学校に学校評議員を配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
学校評議員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：68 人 ・中学校：38 人 	学校評議員を引き続き全小・中学校に配置します。

3-8 いじめ・不登校対策の充実

施策の方向

- いじめの発生防止と実態把握に努めるとともに、発生時の適切な対応及びいじめを受けた児童生徒の相談・ケア体制の充実を図ります。
- 不登校児童生徒に対する相談体制の充実及び再登校に向けた支援の充実を図ります。

主な施策

6.2 いじめ・不登校対策【教）指導室】

いじめ・不登校の問題解決のため、スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒への相談体制の充実を図ります。また、いじめ問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の推進 ・延べ人数：570人 ・学校訪問：458回 ・家庭訪問：477回 ・ケース会議：72回	いじめ・不登校などの相談体制を維持します。

6.3 いじめ・不登校等相談【こども支援課】

来所及び巡回などにより、いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	相談件数：183件	いじめ・不登校などの相談体制を維持します。

6.4 心の教室相談員の配置【教）学校教育課】

生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
心の教室相談員の配置	15人	心の教室相談員を引き続き全中学校に配置します。

6.5 教育相談【教）指導室】

いじめ・不登校などの問題解決のため、指導室において、来所及び電話による教育相談を実施します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	相談件数：102件	いじめ・不登校の相談体制を維持します。

3-9 家庭・地域の教育力の強化

施策の方向

- 保護者や市民を対象に、教育に関する関心を高め、知識の普及を図るための機会の充実を図ります。

主な施策

6.6 公開研修講座【教）教育研究所】

一般市民や教職員を対象に、特殊教育、不登校対策、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修講座を開催します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
内容の充実	講座開催数：8回	講座内容の充実を図ります。

6.7 家庭教育相談等の開催【青少年課】

市役所と児童センターにおいて家庭教育相談を実施し、児童センターにおいて幼児親子の交流会を開催します。さらに、団体などの要請により家庭教育講演会・地域懇談会も開催します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談件数	64件	80件
交流会及び講演会の開催回数	新規事業（H26年度から） （H26実績：190回）	290回

（参考：当初計画）

6.7 家庭教育相談等の開催【青少年課】

市役所と児童センターにおいて家庭教育相談を、児童センターにおいて家庭教育学習会を開催します。さらに、団体などの要請により家庭教育講演会・地域懇談会も開催します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談件数	64件	80件
学習会及び講演会の開催回数	15回	20回

3-10 体験活動の充実

施策の方向

- 多様な体験・交流を通じて子どもの健全な育成を図るため、地域で活動する各種団体や企業等と連携し、さまざまな体験・交流機会の拡充を図ります。

主な施策

68 幼・小・中学生に対する体験活動事業【教）生涯学習課】

子どもの体験活動の情報収集・提供（幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等）を行います。体験活動プログラム事例等の調査・研究（教職員向け）を行い、「学社連携実践事例集」を発行します。体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行（毎月） ・アウトリーチ推進事業を小中学校 10校で 22 事業、保育園で 2 事業実施 ・市内公共施設サークル情報の収集と「サークルガイド」の発行（年 1 回発行） 	体験活動の推進体制を維持します。

69 青少年キャンプ場の利用促進【青少年課】

青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
利用者数	917 人	2,000 人

70 リーダー養成事業【青少年課】

地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
登録者数	208 人	250 人

7.1 児童の体験教室事業

【教）科学センター】

児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創作性を高めるとともに健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
参加人数	<ul style="list-style-type: none"> 木工教室：279人 科学ふれあい教室：316人 天文教室（星空観望会）：428人 夜間開館：488人 科学体験学習：1,655人 移動科学体験：2,506人 その他教室：110人 ほか 	各種教室等を引き続き実施するとともに、参加人数の増加に努めます。

【教）美術博物館】

郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会、映画会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 特別展（1回）：5,045人 企画展（6回）：12,326人 郷土学習（29回・23校）：1,501人 自然観察会・歴史見学会（3回）：70人 映画会（2回）：85人 ほか 	子どもの健全育成の推進体制を維持します。

【環境生活課】

小中学生を対象に、自然ふれあい教室、いのちの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
各種活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自然ふれあい教室（12回）：665人 いのちの授業（18クラス）：551人 野生動物救護の現場ウォッチング（1回）：20人 	各種活動を引き続き実施します。

【教）勇武津資料館】

地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと探訪（3回）：8人 生活体験教室（8回）：105人 	各種活動の内容の充実を図ります。

7.2 博物館クラブ【教）美術博物館】

博物館クラブ員として登録された児童を中心に様々な活動を実施します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
各種活動の実施	年6回開催 62人参加	各種活動を引き続き実施します。

7.3 美術館こども広報部「びとこま」【教）美術博物館】

児童の美術館広報として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で年5回発行します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
広報発行活動の実施	年8回開催 111人参加	広報発行活動を引き続き実施します。

3-11 スポーツ活動の推進

施策の方向

- 子どもが気軽にスポーツができる環境づくりと競技スポーツの推進強化を図ります。

主な施策

7.4 スポーツ施設無料開放事業【スポーツ推進室】

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
利用料の免除	実施箇所数：12施設	利用料の免除を引き続き実施します。

7.5 全道大会、全国大会の遠征費補助事業【スポーツ推進室】

昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
助成率・助成額	交通費 70% 宿泊費 3,000円	現行の助成率・助成額を維持します。

3-12 読書活動の推進

施策の方向

- 子どもの読書への関心を高めるとともに、家庭等での読書の促進を図ります。

主な施策

76 読書活動促進事業【教】生涯学習課(中央図書館)

児童やその保護者を対象にした行事を開催し、児童の読書への関心を高め、健全育成を推進します。また、児童やその保護者を対象にしたビデオ上映会を開催し、児童の読書への関心を高め、健全育成を推進します。また、小学校へ向けた読書支援サービス「スクールメール便ブックちゃん」事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
<ul style="list-style-type: none"> • 内容の充実 • 参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> • 赤ちゃんと楽しむはじめての絵本ひろば (6回 126人) • ボランティアの協力を得た読み聞かせ会 (78回、1,368人) • ビデオ上映会 (26回 372人) • スクールメール便「ブックちゃん」(18校 223セット) ほか 	各種活動の内容の充実及び参加人数の増加を図ります。

77 赤ちゃん、絵本のとびら事業【教】生涯学習課

すべての赤ちゃんとその保護者を対象に、本を手渡す機会を設け、親子のふれあいを深めるとともに、絵本との出会いを提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
配布体制	新規事業	事業の趣旨の理解と対象者への周知をすすめ「赤ちゃん、絵本のとびら」事業バックの配布に努めます。

3-13 健全な成育環境の整備

施策の方向

- 子どもの健全な成長に有害な描写や情報等に触れない環境づくりを促進します。

主な施策

78 子どもに有害な環境排除に向けた取組み【こども支援課】

関係機関やP T A・地域団体と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌などの自動販売機の撤去について、自主的措置の働きかけを行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
見回り体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書自動販売機撤去済み ・有害図書販売店舗や書店への立ち入り調査の実施 	有害図書自動販売機の再設置への監視及び有害図書販売店舗や書店全店舗への訪問調査を年1回実施します。

3-14 子どもの活動の経済的支援

施策の方向

- 地域における子どもの活動に対し経済的支援を行い、活性化を図ります。

主な施策

79 私立高等学校生徒活動費補助【教総務企画課】

私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象校：3校 対象者：1,043人 補助金額：7,692,000円	国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。

80 地域青少年対策促進補助金【青少年課】

地域子ども会の活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象者：14,278人 総補助額：9,438,400円	地域青少年対策促進補助金を引き続き交付します。

3-15 思春期保健対策の充実

施策の方向

- 思春期の心と体に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な施策

8.1 薬物乱用防止等の教育・啓発活動【こども支援課・教）指導室】

学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する薬物乱用防止への啓発活動を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
教室実施体制	全小・中学校で実施	薬物乱用防止教室を引き続き全小・中学校で実施します。

8.2 性教育事業【健康支援課】

市内の高校生を対象に、性に対する正しい知識の普及、自己肯定感を育み、青少年の健全育成を図ることを目的に実施します。

また、望まない妊娠、出産を減少させることや、相談窓口を周知することを目的に、妊娠SOSカードを公共施設等に設置します。幼少期からの性教育の大切さを伝えるため、3歳児健診で保護者向けにパンフレットを配布します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・講演回数：3回 ・参加人数：74人 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演回数：11回 ・参加人数：2,500人

(参考：当初計画)

8.2 性教育協議会への補助【健康支援課】

性に対する知識の普及のための講演会、会員による学校などでの講演、思春期教室など、性教育協議会の活動を引き続き支援します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・講演回数：3回 ・参加人数：74人 	支援体制を維持します。

8.3 思春期の心と体に関する正しい知識の啓発活動【教）指導室】

思春期の心と体に関する講座を推進するとともに、小学校・中学校の授業における取組みと連携を図りながら、正しい知識の啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体に関する研修講座2講座 ・体育・保健体育教育の適切な実施に向けた指導助言 	正しい知識の啓発活動を引き続き実施します。

8.4 デートDV防止啓発事業【男女平等参画課】

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
配布体制及び関係機関との連携	リーフレット配布箇所数： 36 施設	リーフレットの配布体制を維持するとともに、関係機関との連携によるセミナー等を開催します。
出前講座回数	新規事業	10 回

(参考：当初計画)

8.4 デートDV防止啓発事業【男女平等参画課】

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係団体と連携して実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
配布体制	リーフレット配布箇所数： 36 施設	リーフレットの配布体制を維持します。
出前講座回数	新規事業	10 回

基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくります

すべての子どもの健やかな成長を実現するため、子どもの育ちや子育ての重要性を地域社会全体で共有しながら、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが有する権利と安全安心を守る環境づくりを促進します。

施策推進の背景

近年、核家族化や近所づきあいの希薄化などにより、身近な人に頼りにくい環境となっています。地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが求められています。

また、家庭において適切な養育を受けることができない子どもも増えてきており、関係機関と連携し、社会的養護の充実を図っていく必要があります。

さらに、子育て家庭が暮らしやすい生活環境として、安全に遊ぶことができる公園の充実や犯罪を起こしにくい環境づくり、通学路における歩道の整備やバリアフリー化など安心して外出できる環境づくり等が必要です。ハード面での計画的な整備を進めるとともに、市民からの理解・協力や見守り体制づくりなどソフト面においても、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

施策体系

基本目標4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくります

4-1 地域における子育て相談・交流の充実

4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

4-3 子どもの健全育成の推進

4-4 子どもの権利の普及・啓発

4-5 安全安心なまちづくりの推進

4-6 安心して外出できる環境の整備

4-7 子どもの交通安全の確保

4-8 青少年の非行対策

4-9 子どもの犯罪被害防止

4-1 地域における子育て相談・交流の充実

施策の方向

- 地域全体で子育て家庭を支えるため、住民相互の支え合い活動の活性化や身近な場所で気軽に相談できる体制の強化を図ります。
- 子どもや子育て家庭における多様な交流機会の拡充を図ります。

主な施策

8.5 地域子育て支援事業【こども育成課】

保育園子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
登録世帯数	2,252 世帯	2,500 世帯

8.6 ファミリー・サポート・センター事業【こども支援課】

子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援実施率	100% (活動件数：3,070 件)	100%

8.7 子育てサロンの実施【青少年課・健康支援課】

児童センターにおいて、子育てサロンを開催し、育児相談や親同士の交流を図りながら子育て支援を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援体制	参加延べ人数：596 人	支援体制を維持します。

8.8 異年齢児・世代間交流事業【こども育成課】

園児と地域の児童やお年寄りなどが、地域行事などを通して共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢交流実施園数：10 園 ・世代間交流実施園数：6 園 (H25 年度実績については保育所のみ)	保育所・幼稚園・認定こども園全園

8.9 利用者支援事業【こども育成課】

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施箇所数	新規事業	2 箇所 (※P.24 確保方策のとおり)

(参考：当初計画)

8.9 利用者支援事業【こども育成課】

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施箇所数	新規事業	4 箇所 (※P.24 確保方策のとおり)

4-2 保護の必要な子どもの受け入れ先の確保

施策の方向

- 社会的養護が必要な子どもに対する支援体制の充実を図ります。

主な施策

9.0 子育て短期支援事業（ショートステイ）【こども支援課】

保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用世帯数：7 世帯 ・ 利用延べ日数：64 日 ・ 契約里親数：7 世帯 	支援体制を維持します。 (※P.21 確保方策のとおり)

9.1 里親制度【こども支援課】

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進と里親の開拓を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
登録里親数	19 組	24 組

4-3 子どもの健全育成の推進

施策の方向

- 地域における子どもの健全育成に向けた活動を促進します。

主な施策

9.2 児童センターの利用促進【青少年課】

児童の健康を増進し、豊かな情操を育むため、児童センターの利用促進を図るとともに、子ども会・母親クラブなどの育成に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
来館者数	100,466 人	105,000 人

9.3 放課後子ども総合プラン【青少年課・教）総務企画課】

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を推進し、余裕教室が確保できた学校での実施について検討します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
モデル実施校の選定	新規事業	モデル実施校を 2 か所選定し、実施します。

9.4 青少年委員委嘱事業【青少年課】

各町内会単位で青少年委員を委嘱し、地域と一体となった青少年の健全育成・非行防止活動を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
研修会・講習会開催回数	1 回	3 回

9.5 健全育成啓発資料発行【青少年課】

1 年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
発行体制	年 1 回 231 部	発行体制を維持します。

9.6 「希望の鐘」吹鳴事業【こども支援課】

青少年育成の願いを込め、学校・公園に設置している「希望の鐘」を 1 日 3 回吹鳴します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 か所設置 ・ 1 日 3 回吹鳴 	事業体制を維持します。

9.7 幼児・児童の健康増進事業【スポーツ推進室】

幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、親子のびのび教室や少年少女体力づくり教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施回数	10回	12回
参加人数	1,327人	1,500人

4-4 子どもの権利の普及・啓発

施策の方向

- 子どもの権利に対する理解を深めるための取組を推進します。

主な施策

9.8 子どもの権利の普及・啓発【教）指導室】

「子どもの権利条約」の指導資料を指導室ホームページに掲載し、授業での活用や配付を行うとともに、苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施し、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料をホームページに掲載済み ・第1回苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施 (H25.7.6) 	啓発活動を引き続き実施します。

4-5 安全安心なまちづくりの推進

施策の方向

- 子どもや子育て家庭が安全・安心な暮らしをできる生活環境の整備を推進します。

主な施策

9.9 公営住宅の建替事業の推進【住宅課】

老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育てにも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めます。【平成26年度から日新団地の建替事業に着手】

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
建設棟・戸数	若草団地 1棟 120戸建設	日新団地 4棟 192戸建設

100 安心安全な道路整備【道路河川課・道路維持課】

人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮した道路整備、歩道のバリアフリー化、除雪体制の充実などを推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
対象路線の整備	植苗停車場道線、新開町5号中通	三条通線など、引き続き整備を実施します。
除雪体制の充実	除雪体制の時間短縮	引き続き除雪体制の充実を図ります。

101 街路灯整備【市民生活課】

夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 街路灯 66 基設置 町内会等が設置した街路灯 288 基に対し補助金を交付 	要望に応じた街路灯の設置、町内会等への補助金の交付を引き続き実施します。

102 公園のリニューアル化【緑地公園課】

古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもたちに環境の良い遊び場を引き続き提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
遊具などのリニューアル化	光洋1丁目公園・大成2号公園・矢代1丁目公園・旭町2丁目公園・沼ノ端南13号公園・ときわ6丁目公園・澄川7丁目公園・元中野2丁目公園のリニューアル整備を実施	遊具などのリニューアルを引き続き実施します。

103 親の目の届く公園整備【緑地公園課】

街区公園及び近隣公園に幼児が遊べる遊具を設置し、親子が安心して遊べる空間を整備します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
遊具の設置	大成2号公園・矢代1丁目公園・旭町2丁目公園・沼ノ端南13号公園・ときわ6丁目公園・澄川7丁目公園・元中野2丁目公園に幼児用遊具を設置	遊具の設置を引き続き実施します。

4-6 安心して外出できる環境の整備

施策の方向

- 小さな子ども連れでも安心して外出できる環境づくりを推進します。

主な施策

104 公共施設のバリアフリー化の推進【建築課・設備課・社会福祉課】

苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・公園便所新築バリアフリー化 (2 か所) ・新大成児童センター新築、沼ノ端児童クラブ室新築、青翔中学校校舎増築、苫小牧駅自由通路トイレ等改修バリアフリー化 (4 施設) 	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。

105 市主催事業等での託児の実施【男女平等参画課】

講演会、学習会など市主催の事業において託児を実施し、子育てする親の文化活動等を支援します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
託児の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センター、男女平等参画課主催全ての講座等での託児：36 講座 託児人数：延べ 309 人 託児回数：74 回 	託児を引き続き実施するとともに、託児年齢の拡大を図ります。

4-7 子どもの交通安全の確保

施策の方向

- 小さな子ども連れでも安心して外出できる環境、子どもが安心して外で遊べる環境づくりを推進します。

主な施策

106 交通安全教室【安全安心生活課】

交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施回数	374 回	390 回

107 交通安全啓発の実施【安全安心生活課】

市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
運動期間の広報掲載回数	6 回掲載	6 回掲載
交通安全新聞配布対象者	小中学校全校生徒に配布	小中学校全校生徒に配布
家庭訪問による啓発活動実施回数	14 回訪問	15 回訪問
交通安全啓発ちらし配布箇所数	小中学校：4 校 市内全高等学校	全小中学校 市内全高等学校

108 巡回広報・早期啓発の実施【安全安心生活課】

毎月 1 日・15 日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
巡回広報体制	19 回実施	巡回広報体制を維持します。

109 登校時街頭指導【安全安心生活課】

交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
指導体制	登校時や低学年の下校時に合わせて毎日実施	交通安全の指導体制を維持します。

110 交通安全施設整備事業【安全安心生活課】

横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道灯：6 基 ・カーブミラー：1 基 ・通学路標識：9 基 ・スクールゾーン大型表示板：3 基 	市民の要望などに合わせて、設備の設置を引き続き実施します。

4-8 青少年の非行対策

施策の方向

- 青少年の非行問題に対し、地域全体で対応するための連携した取組みを推進します。

主な施策

111 広報誌発行事業【こども支援課】

青少年の非行問題に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
発行体制	年3回 各15,400部	発行体制を維持します。

112 関係機関・団体との情報交換【こども支援課】

青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校生徒指導連絡協議会 ・中学校生徒指導連絡協議会 ・高等学校生徒指導連絡協議会 ・中学校区別生徒指導連絡協議会 ・五地区広域補導連絡協議会 ・胆振東部青少年補導連絡協議会 	連絡体制を維持します。

113 巡回活動事業【こども支援課】

巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な対応計画を策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
巡回体制	街頭指導 年間1,360回	巡回体制を維持します。

4-9 子どもの犯罪被害防止

施策の方向

- 子どもが犯罪被害にあわないよう、地域全体で見守る活動の活性化を図ります。

主な施策

114 防犯啓発事業【安全安心生活課】

安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「防犯だより」年6回発行 ・地域パトロール実施回数：年41回 ・出前講座実施回数：年1回 	啓発活動を引き続き実施します。

115 「子どもSOSの家」運動の推進【こども支援課】

変質者・不審者から子どもを守るため、全市的な取組みとして、「子どもSOSの家」の推進に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
事業の推進	貼付・配布活動 (配布枚数 8,900 枚)	「子どもSOSの家」事業の趣旨・目的の浸透を図るとともに、貼付場所の把握及び適切な場所への貼付を目的に、貼付マップを作成します。

116 「子どもを守り心を育てる運動」の取組の推進【こども支援課】

次世代を担う青少年の健全育成を図るため、毎年7月1日～7月31日に「子どもを守り心を育てる運動」を展開し、いじめ・薬物乱用根絶運動や挨拶運動等を推進します。また、7月を「強調月間」として指定し、街頭啓発運動や各種巡回活動を実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
運動体制	参加団体数：21 団体	各種運動を引き続き実施します。

基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況に関わらず、すべての子どもの健やかな成長を保障するため、関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた適切かつ専門性の高い支援をします。

施策推進の背景

地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）等が発見しにくい環境にあるといえます。保護者をはじめ、市民や関係機関等が虐待に対する理解と共通認識を持つための取組を推進し、虐待防止及び早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

また、近年は離婚件数が減少傾向にあるものの、実家等による支援を受けることもできず、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれているひとり親家庭も多く、生活状況に応じた総合的な支援が必要です。

さらに、すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育へとつなげていくことが重要です。近年は、発達障がいを持つ子どもが増えています。社会的な理解が十分ではなく、二次障がいへとつながるリスクもあることから、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

施策体系

基本目標5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

5-1 児童虐待に対する対策

5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援

5-3 ひとり親家庭等への経済的支援

5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化

5-5 障がい児の発達支援

5-6 障がい児家庭への経済的支援

5-7 障がい児の保育・教育の充実

5-8 特別支援教育の推進

5-1 児童虐待に対する対策

施策の方向

- 児童虐待に対する市民の理解促進を図り、地域による見守りと早期発見につなげます。
- 関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応が可能な体制の充実を図ります。

主な施策

117 要保護児童対策地域協議会【こども支援課】

児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議を開催します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催数：70回 ・対象児童数：166人 	連携体制を維持します。

118 児童相談体制の充実【こども支援課】

増加する児童虐待相談に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合にいたるまでの切れ目ない総合的な支援の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	家庭児童相談延べ件数：3,112件	児童相談体制を維持します。

119 児童虐待防止の出前講座【こども支援課】

児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
開催回数	2回	5回

120 児童虐待に対する専門性の向上【こども支援課】

児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
開催回数	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議：1回 ・実務者会議：1回 ・各種研修会：2回	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議：1回 ・実務者会議：3回 ・各種研修会：3回

121 児童相談所との連携強化【こども支援課】

一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、道と相互に協力し、児童虐待による重大事例の検証を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
連携体制	児童相談所通告件数：31件	連携体制を維持します。

☆新規 養育支援訪問事業【こども支援課】

子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※H29年度から実施

5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援

施策の方向

- 配偶者等による暴力から身を守り、安全を確保するための相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

1 2 2 相談体制の充実

【こども支援課】

夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談延べ件数：407件 ・女性相談援助センター等への入所件数：21件 	女性の相談体制を維持します。

【男女平等参画課】

弁護士による法律相談を実施します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談件数：6件 ・法律相談件数：12件 	相談体制を維持します。

（参考：当初計画）

1 2 2 女性相談体制の充実

【男女平等参画課】

女性弁護士による女性のための法律相談を実施します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談件数：6件 ・法律相談件数：12件 	女性の相談体制を維持します。

1 2 3 民間シェルターへの支援【男女平等参画課】

ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
支援体制	運営費の一部として家賃及び光熱費の実支出額を補助 （交付額 2,068,000 円）	支援体制を維持します。

5-3 ひとり親家庭等への経済的支援

施策の方向

- ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実を図ります。

主な施策

1 2 4 ひとり親家庭等医療費助成【こども支援課】

母子及び父子家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	受給対象者：親 2,823 人 子 4,232 人 総助成額：193,560,044 円	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。

1 2 5 母子家庭等児童入学援助金【こども支援課】

小学校または中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、入学援助金を支給し、児童の福祉増進を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
援助金額	小学生：20,000 円 中学生：30,000 円	現行の援助金額の水準を維持します。

1 2 6 母子家庭等自立支援給付金事業【こども支援課】

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」の利用を促進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	自立支援教育訓練給付金：6 件 高等職業訓練促進給付金：8 件	対象者への給付を引き続き実施します。

1 2 7 児童扶養手当【こども支援課】

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満 18 歳に到達した年度末まで手当を支給します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	受給者数：31,519 人 支給総額：1,248,803,580 円	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。

5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化

施策の方向

- ひとり親家庭の自立した生活に向けた相談支援体制の強化を図ります。

主な施策

128 母子等相談体制の充実【こども支援課】

母子家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	母子相談延べ件数：1,125 件 (H28 実績) 母子等相談延べ件数：1,032 件	相談体制を維持します。

(参考：当初計画)

128 母子等相談体制の充実【こども支援課】

母子家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	母子相談延べ件数：1,125 件	相談体制を維持します。

129 ひとり親家庭等日常生活支援事業【こども支援課】

ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※H28 年度から実施

(参考：当初計画)

129 母子家庭等日常生活支援事業【こども支援課】

ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※H28 年度実施予定

130 ひとり親家庭学習支援事業【こども支援課】

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
利用者数	新規事業	50人

5-5 障がい児の発達支援

施策の方向

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域で安心して暮らしていくことができるよう、特性に応じた専門的な支援体制の充実を図ります。

主な施策

131 障がい児相談【心身障害者福祉センター】

障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいにかかわる相談をします。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数（子ども発達相談） 未就学児：438件 就学児：160件 相談支援利用計画作成件数 未就学児：203件 	相談体制を維持するとともに、ホームページや広報での周知に努めます。

132 就学相談【教】指導室】

障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	相談件数：81件	相談体制を維持します。

133 障がい児の通所支援

【心身障害者福祉センター】

障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
月平均利用回数	未就学児：1.9回 就学児：2.3回	未就学児：4回 就学児：4回

【社会福祉課】

障がいのある幼児・児童に対し、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
事業所数	4か所 (1月当たりの平均利用者数 1,034.73 延人/月)	10か所

134 障がい児自立支援給付事業【社会福祉課】

障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者数： (居宅介護) 26か所 (短期入所) 7か所 ・1月当たりの平均利用者数： (居宅介護) 9人/月 (短期入所) 3人/月 ・補そう具：128件 ・日常生活用具：113件 	対象者への自立支援給付を引き続き実施します。

5-6 障がい児家庭への経済的支援

施策の方向

- 障がい児の就学や医療、養育等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な施策

135 特別支援学級通学通級児童生徒付添者交通費補助【教）学校教育課】

特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下校の送迎をするために、バスまたは自家用車を利用する保護者などに、送迎に要する交通費を助成します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校：バス利用 1 人、車利用 14 人 ・中学校：バス利用 12 人、車利用 10 人 	対象者への助成を引き続き実施します。

136 重度心身障害者（児）医療費助成【社会福祉課】

重度心身障がい者（児）に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	重度心身障害者医療費助成の資格認定件数：5,037 人	対象者への助成を引き続き実施します。

137 障害児福祉手当【社会福祉課】

在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支給します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	受給者数：126 人 支給総額：21,271,000 円	対象者への手当の支給を引き続き実施します。

138 特別児童扶養手当【社会福祉課】

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	受給者数：408 人	対象者への手当の支給を引き続き実施します。

5-7 障がい児の保育・教育の充実

施策の方向

- 保育所や幼稚園等における専門的支援の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

主な施策

139 障害児保育事業【こども育成課】

保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所に入所させ、健常児との集団保育を通じて、障がい児の成長発達の促進を図る障害児保育を推進します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	19 園 (H25 年度の実績は保育所のみ)	28 園

140 私立幼稚園障害児教育補助【こども育成課】

心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児とともに幼児教育を積極的・継続的に行う幼稚園の設置者に、補助金を交付します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
制度の実施	対象：9 園 23 人	対象園（幼児）への補助金交付を引き続き実施します。

141 保育所等訪問支援事業【心身障害者福祉センター】

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
訪問回数	60 回（支援人数：8 人）	80 回（支援人数：10 人）

142 幼稚園等相談事業【こども育成課・教】指導室(子ども支援室)】

幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障害のある幼児の小学校就学に向けての相談等を、幼稚園等に訪問し実施します。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談体制	訪問相談件数：9 件	幼稚園等への訪問相談体制を維持します。

5-8 特別支援教育の推進

施策の方向

- 一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育的支援が行われる体制の充実を図ります。

主な施策

143 特別支援教育コーディネーターの充実【教）学校教育課・教）指導室】

各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
連携体制	11 エリアの全体会の総実施回数： 55回	連携体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。

144 特別支援教育支援員の配置【教）学校教育課】

市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
特別支援教育支援員の配置	18人配置 ・小学校：11人 ・中学校：7人	特別支援教育支援員を必要に応じ、引き続き配置します。



資料

1 苫小牧市子ども・子育て審議会委員名簿（平成30年2月1日現在）

区分	氏名	団体名・役職
会長	小原 敏生	苫小牧市医師会会員
副会長	遠藤 明代	苫小牧市法人保育園協議会会長
委員	阿部 和法	苫小牧青年会議所副理事長
委員	池田 容子	苫小牧市民生委員児童委員協議会主任児童委員
委員	磯部 真理子	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部 苫小牧マーガレット幼稚園園長
委員	入江 和美	苫小牧市PTA連合会副会長
委員	上村 明人	苫小牧市小学校長会 緑小学校校長
委員	小倉 千鶴	苫小牧市ファミリー・サポート・センター提供会員
委員	公地 弘一	連合北海道苫小牧地区連合副事務局長
委員	末松 仁	苫小牧商工会議所事務局長
委員	菅野 嘉一	苫小牧市子ども会育成連絡協議会会長
委員	鶴巻 妙子	公募委員
委員	永石 啓高	苫小牧駒澤大学准教授
委員	中野 祥江	苫小牧市婦人団体連絡協議会理事

2 苫小牧市子ども・子育て審議会開催経過

	開催日	議題
平成27年度 第1回	平成27年 6月 1日	(1) とまこまい子ども未来計画の実施状況について (2) 苫小牧市子ども・子育て支援事業計画について (3) 苫小牧市放課後児童クラブに係る事業運営の見直し(案)について (4) 苫小牧市新保育所整備計画案について
第2回	平成28年 2月 1日	(1) 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について (2) 子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見直しについて
平成28年度 第1回	平成28年 6月 8日	(1) 子ども・子育て支援事業計画における確保方策の平成27年度実施状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画における施策の平成27年度実施状況について
第2回	平成29年 1月18日	(1) (仮) 沼ノ端鉄北地区複合施設整備事業の概要について (2) 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について (3) 子ども・子育て支援事業計画に基づく確保方策の見直しについて
平成29年度 第1回	平成29年 6月 2日	(1) 子ども・子育て支援事業計画における平成28年度確保方策の実施状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画における平成28年度施策の実施状況について
第2回	平成29年 9月27日	(1) 子ども・子育て支援事業計画(教育・保育施設の需要量及び確保方策)の中間見直しについて (2) 子ども・子育て支援事業計画(地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策)の中間見直しについて (3) 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援施策)の中間見直しについて
第3回	平成29年11月27日	(1) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2) 平成30年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について

苫小牧市子ども・子育て支援事業計画

平成30年2月改訂

発行：苫小牧市

編集：健康こども部こども育成課

TEL：(代)0144-32-6111

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号